

# 教 育 公 報

三重県教育委員会

## 目 次

告 示	三重県教育委員会公印規則による公印の改刻 .....	教育総務室	1頁
	三重県指定有形文化財の解除 .....	社会教育・文化財保護室	1頁
	三重県指定天然記念物の解除 .....	社会教育・文化財保護室	2頁
公 告	公立学校の位置変更届の受理 .....	学校施設室	2頁
人事異動	三重県立図書館協議会委員の委嘱について .....	社会教育・文化財保護室	3頁

## 告 示

三重県教育委員会告示第24号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

平成22年8月27日

三重県教育委員会

- |         |              |
|---------|--------------|
| 1 公 印 名 | 三重県立久居高等学校長印 |
| 2 寸 法   | 方23ミリメートル    |
| 3 印 影   |              |



- |         |           |
|---------|-----------|
| 4 使用範囲  | 公文書用      |
| 5 使用開始日 | 平成22年9月1日 |

三重県教育委員会告示第25号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第6条第3項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財を解除しました。

平成22年8月27日

三重県教育委員会

種別	名称	所在地	指定日	解除日	所有者
建造物	寶日館 玄関棟 東棟 西棟 大広間棟 渡廊下棟 土蔵 附 棟札等 四枚 東棟棟札（明治二十年一月九日上棟の記がある）及び大工 その他人名の記があるもの 二枚 西棟棟札（昭和二年二月十二日の記がある）一枚 大広間棟棟札（昭和十年七月二十四日上棟の記がある）一枚	伊勢市二見町茶屋 566-2, 3	平成16年3月17日	平成22年6月29日	伊勢市
解除理由	文化財保護法第27条第1項の規定により、平成22年6月29日付け文部科学省告示第113号で重要文化財に指定されたため				
彫刻	木造地藏菩薩立像	伊勢市朝熊町548	昭和39年10月16日	平成22年6月29日	宗教法人 金剛證寺
解除理由	文化財保護法第27条第1項の規定により、平成22年6月29日付け文部科学省告示第98号で重要文化財に指定されたため				

三重県教育委員会告示第26号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第36条第2項の規定により、次のとおり三重県指定天然記念物を解除しました。

平成22年8月27日

三重県教育委員会

種別	名称	所在地	指定日	解除日	所有者
天然記念物	多度のイヌナシ自生地	桑名市多度町多度 字八壺谷1740-1の うち2段86歩	昭和31年12月5日	平成22年8月5日	加納昭夫
解除理由	文化財保護法第109条第1項の規定により、平成22年8月5日付け文部科学省告示第125号で天然記念物に指定されたため				

公 告

公立学校の位置変更届を次のとおり受理しました。

平成22年8月27日

三重県教育委員会

名称	位置		変更しようとする日	位置変更の理由
伊賀市立 府中小学校	変更前	伊賀市西条114番地	平成22年 8月30日	小学校校舎の老朽化により、校区再編で廃校となった旧府中中学校校舎へ移転するため。
	変更後	伊賀市東条88番地		

人 事 異 動

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び三重県立図書館協議会条例（昭和25年三重県条例第62号）第2条第2項の規定により、次のとおり三重県立図書館協議会委員を委嘱します。

平成22年8月18日

三重県教育委員会

1 氏名（委嘱年月日 平成22年8月18日）

榎 本 和 能  
岸 葉 子  
坂 倉 加代子  
井 村 正 勝  
速 水 亨  
高 倉 一 紀  
岡 田 香  
寺 尾 亨  
佐 脇 政 則  
石 橋 里 絵

2 任期 平成22年9月3日から平成24年9月2日

発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社